

令和
8年度

物価高騰対策住宅 リフォーム事業補助制度

申請期間 令和8年 **4月17日** 金～令和9年 **3月31日** 水

※先着順での受付になります。予算額に達し次第、申請期間内であっても受付を終了します。

市内建設事業者に工事発注して住宅リフォーム工事を行う市民に対し、工事費の一部を補助します。

TOPICS

- 補助メニューは住民向けの「一般分」と事業者向けの「空き家」の2種類です。
- 過去に甲賀市のリフォーム補助金を受けられた方も申請していただけます。
- 先着順での受付です。予算額に達し次第、申請期間内でも受付を終了します。
- 工事完了後に、申請してください。

補助の区分 予算額3,600万円

一般	市内の住宅のリフォーム工事を行う方に、補助を行います。	補助対象工事費の 20%	上限 10万円
	対象者 ①②に該当する個人 ① 市内に住民登録のある方 ② 市税を滞納していない方 対象物件 市内に存在する住宅。ただし、店舗併用住宅については住居部分のみ補助対象		
空き家	市内の空き家のリフォーム工事をを行い、事業用として活用する方に、補助を行います。	補助対象工事費の 20%	上限 50万円
	対象者 次に該当する個人事業主・法人または団体 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判断された物件を所有、購入または借用し、事業用としてリフォーム工事をする方 対象物件 ①②全てに該当する物件 ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判断された物件 ② 自己所有物件以外のリフォームの場合、所有者等と利用者間での改修承諾済みの住宅	必須条件 <ul style="list-style-type: none">● 2年以上店舗として事業を継続できる方● リフォームした物件で3年以内に事業を開始すること● 市税を滞納していない方	

お問い合わせ

甲賀市

産業経済部 商工労政課
TEL：0748-69-2188

〒528-8502
甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市役所 4階

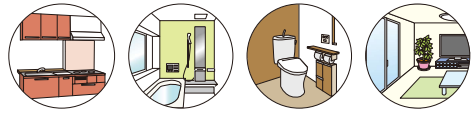
詳細情報・
申込書類等は
こちらから



対象工事一覧

補助対象工事の例

- ◇ 居室、玄関、廊下、階段等の改修
- ◇ 床、壁、天井の張替
- ◇ 床、建具等バリアフリー化、手すりの設置
- ◇ 屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング
- ◇ ガラス、網戸、サッシ、雨樋の取替
- ◇ 太陽光発電システムの設置（居宅に設置するものに限る）
- ◇ 耐震・バリアフリーの改修
- ◇ ドア、ふすま、障子等の畳の取替
- ◇ 台所、浴室、トイレ、洗面所の改修
- ◇ 間取り等の変更に伴う壁の改修
- ◇ カウンター、棚の設置
- ◇ 給排水設備工事、電気設備工事
- ◇ 合併浄化槽の設置



（但し、ふすま、障子等の張替え、カーテンを替える、じゅうたんを敷くだけは対象外）

※ 市の他の制度の補助を受ける場合は、その補助対象工事を除きます。

①②③全てに該当する工事に限る

①市内の個人事業主及び市内に本社がある事業者へ発注するリフォーム工事

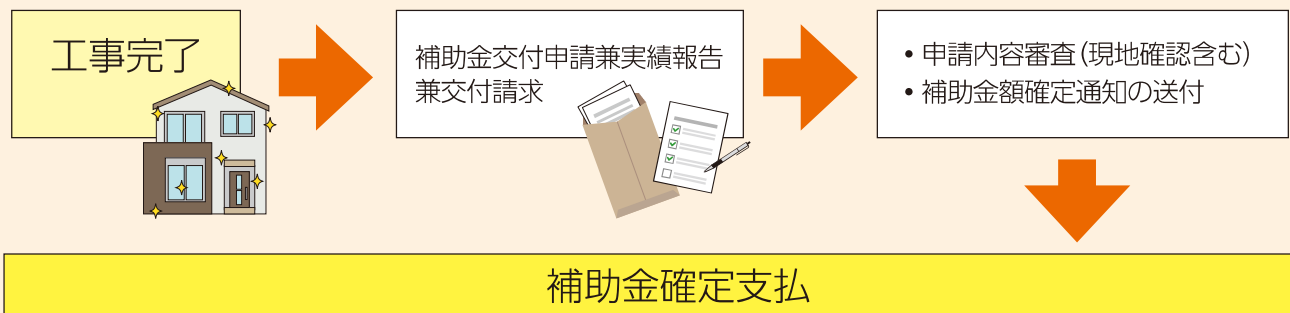
②令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日までに着手、かつ完了可能な工事

③補助対象工事が10万円以上

補助対象にならない工事

- ◇ 備品や土地の購入にかかる費用
- ◇ 市外の元請け事業者が行った工事
- ◇ 新築又は10㎡を超える増築工事
- ◇ 車庫、倉庫、物置等の設置及び修繕工事
- ◇ 設計費や申請手数料
- ◇ 市の他の制度による補助又は扶助の対象工事
※ 国・県の補助の併用は可能です。
- ◇ 家電リサイクル法に基づく処分費用
- ◇ 外構工事（門や塀等）
- ◇ その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用

申請の流れ



申請方法 ※申込用紙は甲賀市ホームページからダウンロードできます。

- 工事完了後に、必要書類を添えて、商工労政課窓口に提出してください。
- 先着順になります。予算額に達し次第、申込を締め切ります。
- 補助金交付後、要件に満たないと判断した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

耐震改修事業費補助（別の事業のため、申込期間（流れ）が異なります。）

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと判断された木造住宅を耐震改修する場合は、改修工事費の一部を補助する制度があります。

※ 詳しくは住宅建築課（電話0748-69-2213）までお問合せください。

